

独立行政法人国際協力機構 2020 年度計画

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。）第 31 条第 1 項の規定により、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）の中期計画に基づく 2020 年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を次のとおり定める。なお、新型コロナウイルスの感染拡大の動向が現時点では予見できないため、右動向に留意しつつ、機動的かつ柔軟に対応する。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

開発協力大綱に掲げられる重点課題の解決を通じて国際社会の平和と安定及び繁栄を目指し、人間の安全保障と質の高い成長を実現するため、それぞれの開発課題に対して以下の取組を行う。その際、日本の経験や機構の開発協力の経験をいかすとともに、国内外での連携を通じて課題解決に向けた多様な力を動員する。また、開発のインパクトを増大するため、多様化、複雑化、広範化している開発課題に対する有効な解決策の提示や新たな課題への迅速かつ柔軟な対応に必要なイノベーションを図り、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献する。

日本の開発協力の重点課題

(1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

ア 都市・地域開発

- ・ 持続可能な都市・地域開発に貢献するため、その基礎となる土地利用及びインフラ整備計画を含む都市開発計画の策定、都市開発管理や都市課題解決に向けた仕組みの構築や能力向上等を支援する。その際、急速に都市化が進む現状を踏まえ、災害リスクに配慮したレジリエントな都市開発、都市の人々のライフスタイルや習慣を重視した都市開発及び公共交通志向型都市開発（TOD: Transit Oriented Development）の推進、都市開発に携わる多様なアクターとの協働体制の構築、回廊開発アプローチ等による都市と地域の均衡ある発展等を総合的に推進する。
- ・ 特に、開発途上地域の都市問題を解決し持続可能な都市開発を推進するため、スマートシティ等の新しい考え方や技術をいかす方策を検討し、具体的な実証事業を提案・実施する。
- ・ 都市・地域開発の基本となる地理情報の効果的な活用を推進する。
- ・ 都市・地域開発分野における人材育成、計画策定及び事業実施の有機的かつ効果的な協力を推進するため、留学生・研修員及び国内関係者のネットワーク強化を図る。

イ 運輸交通・ICT

- ・ 「自由で開かれたインド太平洋」や「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等にも貢献するため、開発途上地域の発展段階に合わせたインフラやICT環境の整備に向けた事業を実施する。その際、自然災害リスクの最小化やインフラ資産の運営・維持管理体制の強化、交通安全、へき地へのアクセスや社会的弱者の利用を想定したインフラ整備等、インフラ全体の強靭性、包摂性、持続可能性の確保に配慮する。
- ・ 特に、産学官との連携体制の下で道路アセットマネジメントプラットフォームの活動を展開し、アジア・アフリカ地域を中心に効率的かつ質の高い道路アセットマネジメント人材育成支援を実施する。また、アジア地域を中心に交通安全に資する取組を実施する。
- ・ 新たな都市鉄道システム導入に向けた支援（組織体制、人材育成、公共交通利用促進等）を行う。また、TODを推進する。その際、基幹交通網としての計画の妥当性、運営・維持管理体制の持続性や適切性、安全性の向上等を考慮する。
- ・ 「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえ、港湾・空港の施設建設及び運営・維持管理、海上保安等に係る協力を通じてアジア・アフリカ地域における物流の円滑化及び安全性の向上に取り組む。
- ・ ICTを活用した開発課題のソリューションを提供することで新しい価値や仕組みを創造するデジタルトランスフォーメーション（DX）を促進し、開発事業の効率化及び効果拡大を図る。運輸交通分野ではBIM/CIM（Building Information Modeling / Construction Information Modeling）の導入を促進する。

ウ 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上

- ・ TICAD7のフォローアップとしての情報収集確認調査を実施し、サブサハラ・アフリカにおける再生可能エネルギーを用いた地方電化（特にマイクログリッドやオフグリッドによるもの）の具体的な官民連携案件の形成に取り組む。また、既に電化された地域においても、電力供給の安定度・信頼度向上のため、発電所や送配電システムの拡充やその運転・維持管理能力の向上に取り組む。
- ・ パリ協定を受け、各国が決定する貢献（NDC: Nationally Determined Contribution）を念頭に置いた支援を通じ、エネルギー利用の一層の低（脱）炭素化に貢献する。具体的には、日本が強みを有する地熱開発等再生エネルギーの導入促進や、低コスト化が進む太陽光・風力等の再生エネルギーについて民間資金を活用した導入促進、変動性再生エネルギー増加に伴う系統不安定化への対策促進等に取り組む。あわせて、産業部門等の需要側の省エネルギーについても、より高い効果が見込まれる分野を見極めながら、高効率機器への低利融資や省エネ戦略の策定等を組み合わせ一層積極的に取り組む。

- ・ 「資源の絆プログラム」の実施を通じて、鉱物資源・地熱資源を有する重要国との関係構築・強化を行う。特に、帰国留学生による現地活動を支援しつつ、帰国後の関係継続・強化に取り組む。また、SATREPS や本邦研修等との連携を通じ、本邦大学のリソースを有効活用しつつ、研究・イノベーションと人材育成の相乗効果発現を図る。

エ 民間セクター開発

- ・ アジア地域の産業振興及び投資振興分野では、「産業人材育成協力イニシアティブ 2.0」等を踏まえ、必要な政策策定支援、産業人材育成、現地企業と本邦企業を含む外資系企業とのリンケージ強化、イノベーションの推進を加速する。
- ・ アジア以外の地域では、TICAD7 の柱であるイノベーション促進の観点からも、起業家育成支援、アフリカ・カイゼン・イニシアティブの推進、南南協力等により、企業支援のためのエコシステムづくりを促進し、多くの企業の能力強化支援を通じて民間セクター主導の成長を加速する。
- ・ 産業振興や人材育成に資する各国拠点大学の教育・研究や運営能力及び本邦大学とのネットワークの強化を図るとともに、ASEAN、インド、アフリカ及び本邦トップ大学を繋ぐことにより、インド太平洋地域にまたがる大学間の連携を強化する。また、工学系拠点大学における科学技術イノベーション推進のため高度人材育成や産業振興に貢献する人材育成事業を引き続き実施する。
- ・ 持続可能な観光開発を推進し、環境等への負の影響を制限しつつ、経済・雇用等幅広い SDGs への正のインパクトの実現を図る。また、世界観光機関と連携して取り組んでいる「観光開発 SDGs 効果測定指標ツールキット」の作成を進め、多様な関係者による活用を促進する。

オ 農林水産業振興

- ・ 高付加価値製品の安定供給と生産者の所得向上を実現するため、生産から製造・加工、流通、消費に至る一連の過程において、農林水産業の振興を支援する。
- ・ 特に、ASEAN 事務局と協働で進めている「ASEAN-JICA フードバリューチェーン（FVC）開発支援プロジェクト（仮称）」の枠組の中で新規事業を形成し、進捗を ASEAN 事務局及び ASEAN 加盟国に対し情報共有する。また、ASEAN 以外の地域においても FVC に資する案件を形成・実施する。加えて、スマートフードチェーン構築に関する事業も開始する。
- ・ TICAD7 で打ち出した「SHEP100 万人宣言」の達成に向け、アフリカに加え、南アジア及び中南米地域でも市場志向型農業振興（SHEP: Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion）アプローチを活用した小規模農家支援事業を実施するとともに、南アジアと中南米地域では SHEP の更なる効果的活用に向けた調査を実施する。加えて、SHEP アプローチの理解

促進に向けた国際ワークショップ、能力強化研修を開催するとともに開発パートナーとの連携を図る。

- ・ 本邦企業との協同によるアフリカ農業開発を目指し、アフリカビジネス協議会農業ワーキンググループの取り組み推進に向けた調査を実施する。
- ・ 19年度に立ち上げた「JICA 食と農の協働プラットフォーム (JiPFA: JICA Platform for Food and Agriculture)」を 20 年度も実施していく。

カ 公共財政管理・金融市場等整備

- ・ 「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえつつ、経済成長の基礎及び原動力を確保するための経済基盤として、関税の適正かつ公平な徴収と貿易円滑化推進、国家財政の基盤強化、金融政策の適切な運営と金融システムの育成に向けた事業を実施する。
- ・ 特に、アジア地域では、連結性の強化につながる税関分野の手続きの迅速化・効率化支援、「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」におけるインフラ・ガバナンス強化にもつながる徴税強化や公共投資管理強化、債務管理強化による財政の基盤強化支援、及び金融分野の健全な育成に向けた支援を実施する。
- ・ アフリカ地域では、TICAD7 における連結性強化やアフリカ大陸自由貿易圏の推進につながる、ワン・ストップ・ボーダー・ポスト (OSBP: One Stop Border Post) の推進や税関行政強化に係る支援、及び債務管理強化等財政の基盤強化に向けた支援を実施する。

(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

ア ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC: Universal Health Coverage) を目指した保健システムの強化

- ・ 「平和と健康のための基本方針」、「国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン」、「UHC 東京宣言」等にも貢献するため、健康危機への準備態勢強化を含めた UHC の実現や非感染性疾患対策及びプライマリ・ヘルスケアの強化に向けた事業を実施する。
- ・ 特に、主要国際会議において、日本政府として推奨すべき政策や、ODA を通じた具体的な貢献策の検討プロセスに参画し、会議成果の取りまとめに貢献するとともに、会議を通じて機構の事業経験から得られた知見を発信する。
- ・ G20 大阪サミットや TICAD7 等の主要国際会議等での UHC に関連した政府公約や発表を具現化するための事業を形成・実施する。特に、TICAD7 で提唱されたアフリカ健康構想に資する事業を推進する。さらに、高齢化が課題となる開発途上地域を対象に、高齢者に対する介護ケアも視野に入れた保健システム強化に向けた政策対話を推進する。

イ 感染症対策の強化

- ・ 感染症による健康危機時（新型コロナウイルス対策を含む）に対応するための公衆衛生上の備えの強化や栄養改善及び安全な水・衛生へのアクセス改善に向けた事業を実施するほか、国際保健規則（IHR: International Health Regulation）遵守を促進する。
- ・ 特に、アフリカ地域では、アフリカ疾病管理予防センターと連携し、域内の検査室やサーベイランスネットワークの強化等を支援する。また、技術協力事業や長期研修・留学制度を活用したグローバル感染症対策に係る人材育成を通じて各国の検査・研究能力の強化を図る。国際獣疫事務局（OIE: L'Office international des epizooties）等新たなパートナーとの連携の強化を図る。
- ・ 突発的な感染症の拡大に対応した緊急支援を行うとともに国際緊急援助隊感染症対策チームの対応力強化に取り組む。

ウ 母子保健の向上

- ・ 母子に対する継続的な保健サービスの提供と乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の改善に向け、母子保健サービスの担い手である看護・助産人材の育成等の支援に継続して取り組む。
- ・ 特に、母子手帳の普及・活用に向け、各種研修を通じて各国の持つ知見の共有を支援することにより、母子手帳を活用した技術協力事業の質の向上につなげる。また、知見の共有や各国の母子手帳導入・活用に向けた技術支援の調整を行うプラットフォームを立ち上げる。
- ・ 世界保健機関（WHO）、国際連合児童基金（UNICEF）とともに、母子手帳に係る国際標準ガイドラインについて国際会議等で内容を周知することに加え、各国が同ガイドラインに基づき、母子手帳の導入・活用を実行に移す際の指針・方法を示す実施ガイドの策定を開始する。また、新たに母子手帳を導入する意思を有した国や母子手帳の改訂を行う国に対してワークショップやセミナーの開催、母子保健手帳の試行導入・改訂に係る技術的な支援を実施する。

エ 栄養の改善

- ・ 栄養問題に関する啓発活動、並びに栄養改善に資する JICA 事業の着実な形成・実施を推進する。また、「栄養改善事業推進プラットフォーム」の共同議長として、本邦企業の活力も活用し、開発途上地域の栄養改善に向けた事業を実施する。
- ・ 特に、「栄養改善事業推進プラットフォーム」では、参加企業の増加に向けて広報活動の強化等に引き続き取り組む。プラットフォームとしての事業形成にあたり、将来的な機構の民間提案型事業への発展や、最終的なビジネス展開の確度が向上するよう、初期段階から提案企業へのコンサルテーションを強化する。

- ・ TICAD7 で表明したアフリカの子ども 2 億人の栄養改善に向けた食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA: Initiative for Food and Nutrition Security in Africa）の取組を全アフリカに展開すべく、IFNA 事務局の体制を強化する。

オ 安全な水と衛生の向上

- ・ 安全な水へのアクセスの改善及び持続的・効率的な水の供給、利用、管理や衛生に関する知識や技術の向上に向けた事業を実施する。
- ・ 特に、SDGs 達成に向けて、自立的に資金調達を行い水道サービスの拡張や改善ができる水道事業体を増やすための協力アプローチを整理し、水道事業のサービス改善、経営改善に係る支援を実施する。また、PPP（Public Private Partnership）導入、ブレンデッドファイナンス、水道整備基金検討等の資金動員に向けた支援に取り組む。
- ・ 水資源管理に関する日本の開発経験をまとめた教材の整備を進めつつ、水資源管理分野における留学事業の活用に向けた取組を開始する。また、メコン流域等を対象とした統合水資源管理に係る調査を開始する。

カ 万人のための質の高い教育

- ・ 「平和と成長のための学びの戦略」に貢献するため、子どもの学びの改善に向けた支援に取り組む。特に、就学前教育、女子教育、ICT の活用等の新しい取組や、コミュニティと学校の協働による教育開発モデルの開発及びスケールアップ、日本式教育の導入・展開のための事業、算数教科書の開発を重点的に実施する。アジア及び中東地域では、疎外されている子どもへの教育機会の実現のため、インクルーシブ教育及びノンフォーマル教育に係る事業を継続して実施する。
- ・ G20 大阪サミット及び TICAD7 のフォローアップ、世界銀行（特に Human Capital Project）、教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE: Global Partnership for Education）、UNICEF 等パートナー機関との連携を強化する。

キ スポーツ

- ・ 「スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT: Sport For Tomorrow）」の取組に留意しつつ、引き続き外部関係機関等との連携を強化するとともに、開発途上地域の体育科教育支援、スポーツ競技力向上、障害者スポーツの普及等による障害者・社会的弱者の社会参加の促進、スポーツを通じた民族融和及び平和の促進等に向けた支援に取り組む。
- ・ 国内スポーツ競技団体やスポーツ機関等の国内外関係者とのパートナーシップ強化や市民参加促進に取り組む。

ク 社会保障・障害と開発

- ・ 社会保障制度の構築や障害者等の社会的弱者に配慮した事業を実施する。また、障害者が開発プロセスから取り残されない取組や、事業への障害の視点の組込を推進するため、機構事業関係者に対する研修を引き続き実施する。
- ・ 特に、社会保障分野では、社会保険制度（社会保険労務士、年金制度等）の整備や児童労働撲滅に向けた事業を実施する。また、開発途上地域において急速に進む高齢化に伴う課題対応のため、医療と福祉サービスが連携したコミュニティレベルにおける高齢者ケアの仕組みづくりに資する事業を実施する。さらに、国際会議で、高齢化への取組・知見の共有を行うほか、課題別研修を通じ、地域を超えた学び合いを促進する。
- ・ 障害者スポーツや障害と開発に係る活動を強化する。特に、障害と開発の分野における安定的な事業運営に向けた国内リソースの開拓を継続し、インクルーシブ防災やユニバーサル・ツーリズムといった新たなニーズに対応する事業を実施する。

(3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

ア 公正で包摂的な社会の実現

- ・ 「自由で開かれたインド太平洋」等を踏まえつつ、市民の諸権利の保障・実現や質の高い経済成長に資する公正かつ透明な法・司法制度の整備・運用、中央・地方の行政、公共放送の機能強化等に向けた事業を実施する。
- ・ 特に、TICAD7 を踏まえ、アフリカ地域に対する協力の充実を図るとともに、第 14 回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）に対する貢献を行う。加えて、市民の司法アクセスに係る支援を継続するとともに、国際関係における法の支配や「ビジネスと人権」の促進に資する具体的取組を進める。
- ・ 行政機能の強化と質の向上を図るべく、アジアでは、行政運営を主導する幹部行政官の人材育成を、アフリカ・中南米等では、地方行政機能の強化を実施する。

イ 平和と安定、安全の確保

- ・ 社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善と、これに資する政府機関（特に地方行政機関）の能力強化に向けた事業を実施する。
- ・ 特に、フィリピン・ミンダナオでの平和と開発に係る支援や、国際機関とも連携しつつウガンダ、ザンビア等での難民受入コミュニティに対する地方行政能力の向上支援を行う。
- ・ 治安機関や海上保安機関等の法執行機関の機能強化や、安全なサイバー空間の実現、地雷・不発弾処理機関等の機能強化を支援する。
- ・ 特に、地域警察制度の普及・定着に向けた事業を継続するとともに、テロ、薬物犯罪、サイバー犯罪等の国際的な課題に係る本邦研修を引き続き実施

する。また、TICAD7 のフォローアップとして、アフリカ地域の治安機関や海上保安機関の機能強化等を実施する。その他、ジェンダーに基づく暴力の撤廃に向けた支援や、カンボジア地雷除去センターの知見をいかした南南協力、日本政府の国家安全保障戦略を踏まえた各国のサイバーセキュリティ能力向上に係る支援を実施する。

(4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

ア 気候変動

- ・ 開発途上地域の低炭素かつ気候変動に対して強靱な社会づくりに資する事業を実施する。
- ・ 特に、パリ協定の下で開発途上地域に求められる自国が決定する貢献（NDC）の策定・改定、国家適応計画の策定・改定、国家温室効果ガスインベントリの作成・更新等、各種取組の遂行に必要な能力強化に資する事業の形成・実施を民間資金の動員も視野に入れて支援する。
- ・ 気候変動のための方針や事業の計画段階での気候変動対策に係る助言等を通じ、他の分野の事業計画で気候変動の分析を行い、必要に応じた気候変動の緩和策・適応策を組み込み、気候変動対策の主流化を促進する。
- ・ 国連気候変動枠組条約（UNFCCC：United Nations Framework Convention on Climate Change）の下に設置された資金メカニズムである「緑の気候基金」（Green Climate Fund：GCF）の一層の活用に向け、事業形成を推進する。
- ・ UNFCCC 第 26 回締約国会議（COP26）でサイドイベントを開催し、機構の気候変動対策分野の協力方針、成果・教訓等を発信する。

イ 防災の主流化・災害復興支援

- ・ 自然災害に対して強靱な社会づくりの推進とともに、「仙台防災枠組」のアウトプットターゲットを達成すべく、各国の中央・地方防災機関や防災事業実施機関の能力強化及び事前防災投資を推進する事業を形成・実施する。
- ・ 開発途上地域や国際社会での防災の主流化を推進する。特に、アジアにおける主流化の優良事例を形成し、事前防災としての強靱なインフラ事業の形成を図る。また、災害発生時には切れ目のない支援を行うべく、迅速に災害や支援ニーズに係る情報を収集し、関係者間で共有し、支援策に反映する。その際、より良い復興（BBB：Build Back Better）の概念（災害復興過程を通じて災害リスクを削減すること）を被災国と共有する。
- ・ 「仙台防災協力イニシアティブフェーズ2」の貢献に向けて、防災行政官と実務者を育成する。また、防災機関のネットワーク等を活用し、防災計画の策定とそれに基づく防災への事前投資等の仙台防災枠組で優先度の高い事項を支援し、国連の主催する世界防災会合等において、その成果を発信する。インドネシア、モザンビークでは、BBB の概念に基づき、引き続き日本の知見を踏まえた地震津波等災害からの復興を支援する。

ウ 自然環境保全

- ・ SDGs及び気候変動対策への貢献を念頭に、自然環境保全と人間活動との調和の実現に向けた事業を実施するとともに、開発における自然環境保全・生物多様性の主流化を推進する。
- ・ スケール及びインパクトの確保の観点から、いずれの取組においても、民間企業を含む多様なステークホルダーとの連携及び外部資金・寄付金の活用を促進する。また、COP26や生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）等の機会に、これらの取組に係る機構の貢献を発信する。
- ・ 気候変動緩和策として、持続的森林管理・REDD+(Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries) の成果払いに向けた取組を継続することに加え、泥炭地管理支援も推進する。気候変動適応策として、統合的流域管理を念頭に自然資源を活用した防災・減災（EcoDRR: Ecosystem-based Disaster Risk Reduction）や土壌劣化対策を促進する。機構が国連砂漠化対処条約事務局と共同事務局を担っている「サヘル・アフリカの角 砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ」においては、セネガル、ケニア及び国際機関等と連携したサイドイベント等の実施、研修、知識共有のためのSNSを使った発信等を行い、参加国における適応策に貢献する。また、メコン地域においては、自然環境保全・生物多様性の主流化にも資する統合的流域管理及び防災・減災の取組を促進する。
- ・ 森林ガバナンスの向上を含む持続的森林管理と住民の生計向上への貢献に向けて、衛星やドローン等のリモートセンシング技術の活用を推進する。また、森林減少・劣化防止の実効性を一層高めるためAIを用いた熱帯林減少の要因分析・予測を行う。
- ・ ポスト愛知目標も念頭に、保護区とその周辺地域の連続した生態系において、生物多様性の保全と持続可能な利用の確保に取り組む。特に沿岸域における自然環境保全に関しては、グリーン経済の推進を念頭に民間セクターとの連携を強化する。

エ 環境管理

- ・ 都市部を重点とした環境の改善、持続可能な経済社会システムの構築及び行政能力強化に向けて、日本の政府・自治体及び民間企業の知見・技術の活用にも留意しつつ、事業を形成・実施する。
- ・ 特に、アジアを中心とする大都市における廃棄物の減量化に向けた対策として、3R（Reduce、Reuse、Recycle）の推進に加え、大洋州では「3Rプラス Return」の試行に向けた調査を行う。また、Waste to Energy（廃棄物からのエネルギー回収）の導入適格国への具体的な支援を進める。加えて、G20 大阪サミットで合意された海洋プラスチックごみ対策の推進のため日本政府が提唱した「マリーン・イニシアティブ」に資する事業を形成・実施する。

- ・ 「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP: African Clean Cities Platform）」に関し、「ACCP 横浜行動指針」に示された各種活動の具現化に資する事業形成・実施を進める。
- ・ 水質汚濁防止に関し、水環境行政や汚水処理事業の実施能力強化及び事業形成に重点的に取り組む。特に、都市等における衛生事業の形成・実施に、民間企業や他ドナー等のアクターと連携しつつ取り組む。
- ・ また、開発途上地域の開発事業における適切な環境社会配慮の確保に向け、政策・法制度整備や実施能力の強化等を支援する。

オ 食料安全保障

- ・ 「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD: Coalition for African Rice Development）フェーズ 2」の目標達成に向けた事業を形成・実施する。また、CARD 事務局による加盟国及び運営委員会メンバー機関との協議・情報共有、並びに、複数拠点国における稲作人材育成に係る支援を通じ、RICE（Resilience、Industrialization、Competitiveness、Empowerment）アプローチに基づく、稲作振興の取組に貢献する。
- ・ 水産資源管理については、これまでのコマネジメント分野の協力の知見をベースに、ブルーエコノミーの枠組みの下、民間主導のフードバリューチェーンとも連携し、水産資源の持続的利用と零細漁民の所得向上に資する事業に取り組む。違法・無報告・無規制（IUU: Illegal, Unreported and Unregulated）漁業対策についても、水産資源管理の実効性を担保する重要な取組を継続的に実施する。
- ・ 畜産振興による中小規模農家の生計向上及び経済的発展に資するため、畜産分野のバリューチェーン構築を図ると共に、「One Health」の理念を踏まえた人獣共通感染症と家畜衛生について、口蹄疫対応や獣医師の能力向上支援に取り組む。
- ・ 農業の気候変動に対するレジリエンス強化に向けて、サブサハラ地域等において、SATREPS 案件を含む事業（天候インデックス型保険案件等）を形成・実施する。

(5) 地域の重点取組

刻々と変化する情勢に柔軟かつ機動的に対応しつつ、それぞれの地域に対して以下の支援に重点的に取り組む。その際、国別開発協力方針を踏まえた国単位の取組に加え、地域統合や地域の連結性向上に向けた動きや広域開発、「自由で開かれたインド太平洋」への貢献にも留意する。

ア 東南アジア・大洋州地域

- ・ 東南アジアについては、「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえ、ASEANの自主性、自立性、一体性（統合の深化）を高める支援を強化する。特に、ASEANの一体性と持続的成長の鍵である経済統合の推進、陸の東西・南部経済回廊及び海洋の経済回廊に係る連結性強化、自由で開かれた海洋

秩序の維持・強化のための海洋インフラ整備や海上法執行能力の強化、成長の歪みを克服する質の高い成長、脱炭素化に向けた気候変動対策、将来の国を支えるリーダー層や行政官の人材育成、ミンダナオやラカイン等の地域が抱える脆弱性への対応等を重点領域として支援する。

- ・ 大洋州地域についても、「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえ、海洋インフラ、海上安全、海上法執行能力、漁業資源管理等を重点領域として支援する。また、気候変動対策、環境問題等の脆弱性の克服や緩和への対応、自立的かつ持続可能な発展に向けたインフラ整備、貿易・投資や観光分野の支援、「太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific-LEADS）」の拡充を含む人材育成・人的交流及び健康・スポーツ増進等の支援に取り組む。

イ 南アジア地域

- ・ 貧困層が多く自然災害にも脆弱な地域特性や、「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえ、域内及び他地域との連結性強化、投資環境整備を含む産業競争力強化、平和と安定及び安全の確保、基礎生活分野の改善、地球規模課題への対応を重点領域として支援する。
- ・ 特に、「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」に基づく高速鉄道、メトロ、デリー・ムンバイ間の大規模回廊開発等のインフラ開発、「アジア健康構想」を踏まえた保健事業、インド北東部の連結性強化、森林・生態系管理、農業、地方上水道整備、コミュニティの能力向上等を含む社会開発に資する事業、及び「対ASEAN 海外投融資イニシアティブ」に貢献すべく、海外投融資事業の形成を推進する。また、「日バングラデシュ包括的パートナーシップ」、「ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）構想」、「日・スリランカ包括パートナーシップ」に基づく事業の実施に加え、対パキスタン円借款が再開された場合には同国の投資環境整備促進・社会開発支援や、対ネパール経済・社会インフラ開発支援を行う。
- ・ 平和で公正な社会の実現に向け、引き続きガバナンスの強化に向けた法整備、治安維持能力の向上を支援する。特に、ネパールにおける連邦制移行への支援、スリランカにおける司法人材能力強化のための支援、バングラデシュでの治安維持能力向上支援、パキスタンにおけるアフガン国境地域でのヒューマンキャピタル形成に資する支援を行う。
- ・ 人材育成奨学計画（JDS: Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship）、SDGs グローバルリーダー・コース等各種留学生プログラムやアフガニスタンにおける「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト」等を通じた人材育成推進する。特に「自由で開かれたインド太平洋」に関連して、JDS を通じてモルディブでの人材育成に取り組む。

ウ 東・中央アジア及びコーカサス地域

- ・ ガバナンスの強化、産業の多角化、インフラ整備、人材育成（特に、若手行政官や技術分野の幹部人材等）を重点領域として支援を継続する。
- ・ 特に、モンゴルにおいては財政支援のニーズ等に対する適切な対応のため、日本政府の方針策定に向けた情報提供や、経済安定化とガバナンス強化に向けた取組等を継続するとともに、持続的な経済成長につなげていくため国家総合開発計画や農牧業マスタープランの策定等を支援する。中央アジア・コーカサスでは、域内及び他地域との連結性、国内の格差の是正及び質の高いインフラに配慮した協力を推進し、国際幹線道路や発電所、農業金融等の円借款事業の着実な実施を継続するとともに、保健医療等の社会セクター関連での事業形成を進める。
- ・ 中国については、継続案件を着実に実施するとともに、対中 ODA の総括を継続する。また、中国側関係機関との対外援助に関する情報共有・意見交換を行うとともに、ODA 終了後を見据え、これまでの協力のアセットを活用した活動可能性を検討する。

エ 中南米・カリブ地域

- ・ 政治動向の不安定さも注視しつつ、日本政府が掲げる「対中南米外交・3つの指導理念 (juntos)」の具現化を企図した「日・中南米連結性強化構想」にも貢献するため、経済発展を一層促進していくためのインフラ整備（経済的連結性強化）、防災・気候変動対策、都市環境問題や格差是正支援等（価値と知恵の連結性強化）を重点領域として支援する。
- ・ 具体的には、本邦企業等とのネットワーク化の促進を通じた連携の推進、米州開発銀行や中米統合機構（SICA: Sistema de la Integración Centroamericana）等の域内開発パートナーとの既存の連携枠組を活かした事業展開並びに新たな枠組の検討、留学制度を活用した中南米地域協力の核となる人材育成等を推進する。また、日系社会との連携に関し、海外移住資料館と国内及び中南米の資料館とのネットワークや民間企業、自治体、研究機関等との協力により、国内外での取組を一層強化する。また、農業・保健分野等でのこれまでの協力から得られた有形無形の資産を活用した新たな事業形成を推進する。

オ アフリカ地域

- ・ TICAD7 の「横浜宣言 2019」に基づいて、特に、「TICAD7 における日本の取組」として打ち出された「経済」、「社会」、「平和と安定」の 3 本柱に沿った取組を実施する。
- ・ 「経済」開発分野では、ABE イニシアティブ 3.0 等の産業人材の育成、「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」を含む連結性強化に向けた質の高いインフラ投資、債務持続可能性の確保、産業の多角化及びアフリカビジネス協議会等への貢献を通じたビジネス推進等に取り組

む。

- ・ 「社会」開発分野では、基礎医療アクセスの改善等を通じた UHC 拡大、みんなの学校及び理数科教育の拡充等を通じた質の高い教育の提供、廃棄物管理の強化を含む持続可能な都市づくり及びスポーツの普及等に取り組む。
- ・ 「平和と安定」分野では、治安維持等に係る人材育成等を通じた制度構築とガバナンス強化、紛争地域の安定化支援及び難民・避難民や受入コミュニティに対する支援等に取り組む。
- ・ アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA: African Continental Free Trade Area）等のアフリカ連合の「アジェンダ 2063」の重点項目やアフリカ域内の共通課題に対応する事業の実施、国際機関・二国間ドナー、国内外の民間企業、高等教育・研究機関等幅広いパートナーとの連携、及びアフリカ開発の課題と取組に係る国内外への発信に取り組む。

カ 中東・欧州地域

- ・ 地域の安定化と人間の安全保障の確保、質の高い成長、地域的取組の推進等に留意しつつ、国の発展を支える人材育成、インフラ整備、投資環境整備等を重点領域として支援する。
- ・ 特に、日本の技術・知見も活用し、格差是正や紛争被害の視点を含めたインフラ整備、環境分野の支援にも引き続き取り組む。また、シリア難民については、2021 年度までに最大 100 名を目指した留学生受入を引き続き実施する。イエメンに対しても、本邦研修等を通じて日本の戦後復興の知見・経験を共有し、イエメンの復興・開発に向けた協力の下地作りに貢献する。さらに、留学生・研修員受入、技術協力事業等の実施により、エジプトの日本式教育を推進する。
- ・ TICAD7 の公約に基づき、民間企業の北アフリカ進出支援を行うとともに、「西バルカン協カイニシアティブ」に基づき、各種支援を実施する。

国内の連携の強化（地域活性化への貢献を含む）

(6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

ア 民間企業等

- ・ 本邦企業等が有する技術や製品、システム、資金等を活用し、開発途上地域の課題解決に貢献するため、中小企業・SDGs ビジネス支援事業に係る企業提案型事業を着実に実施するとともに、開発協力への民間企業の裾野拡大及び民間資金の動員に係る取組を他の政府関係機関等とも緊密に連携して実施する。
- ・ 特に、課題発信セミナー等を通じ、開発課題に係る現地ニーズ等の情報を積極的に提供する。また、中小企業・SDGs ビジネス支援事業を終了した企業を対象に事後モニタリング調査を実施し、教訓・提言を蓄積する。
- ・ ESG への取組や SDGs 貢献の観点から積極的に取り組む企業を対象に、海外投融資による支援を拡大しつつ、適切なリスク分散を伴う多様性のある

出融資ポートフォリオ構築を通じた相対的に難度の高い案件に取り組むための財務基盤の構築に着手する。

- ・ 日本政府の政策・戦略策定プロセスへの情報提供・提言や本邦企業のニーズ等を踏まえた機構の民間企業等との連携に係る制度改善を行うとともに、協力準備調査（PPP インフラ事業）を通じた PPP 事業の形成促進等を図る。
- ・ 日本政府による「インフラシステム輸出戦略」の 2019 年度フォローアップ及び 2020 年度以降の新たな戦略の目標達成に向けて、経協インフラ戦略会議等に対する必要な情報提供、機構の民間連携に関する制度改善、事業の形成・実施に取り組む。
- ・ 一層の民間企業との連携の促進に向けて、機構内で企業との連携情報を共有する体制整備等を推進する。

イ 中小企業等

- ・ 日本の中小企業等の海外展開支援を通じて、開発途上地域の課題解決に貢献するため、中小企業等による提案型事業を実施し、開発協力事業での活用や事業化を促進する。
- ・ 特に、中小企業等による提案型事業の適切な実施や参加企業にわかりやすい制度となるよう改善に取り組む。
- ・ 事業の経験及び成果を基に、地域経済の活性化が促進されることを目的として、優良案件の発掘・形成・実施に取り組む。このため、日本貿易振興機構、中小企業基盤整備機構等の日本の中小企業支援機関や金融機関等との連携を強化し、中小企業等の海外展開支援を効果的・補完的に実施する。また、開発ニーズと日本の中小企業等の製品・技術等とのマッチング強化のため、課題発信セミナー等を通じ、日本の中小企業等に対して開発途上国における開発課題や現地ニーズ等の情報を提供する。

(7) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大

ア ボランティア

- ・ 国民の参加及び開発途上地域の住民との相互理解を促進しつつ、草の根レベルの活動を通じて開発途上地域の課題解決に資する事業を実施する。その際、開発途上地域の課題解決ニーズに対する隊員の効果的な活動を支えるための支援を継続する。加えて、地方自治体や OV（Old Volunteer）会等関係団体と連携して多様な形態による参加を促進するとともに、帰国隊員による社会還元を支援する。また、事業の成果を発信し、国民の開発協力への理解と支持を促進する。
- ・ 特に、OV 会や育てる会等関係者・団体との協力を強化し、募集の段階から帰国後まで事業とのかかわりを通して多文化共生社会に求められる人材を育成するとともに、OV による帰国後の社会還元を支援する。また、東京オリンピック・パラリンピックに向け、ホストタウン事業等を通じた国内にお

ける帰国隊員の活躍の場の拡大を支援する。さらに、これまでどおり民間企業との連携は引き続き促進しつつ、隊員が有する草の根レベルの情報と民間企業の技術・サービスの相互活用の方策を検討する等、その強化を図る。

- ・ 開発途上地域とともに、国内の地域や人々から真に必要とされる事業とするため、ボランティア事業に係る制度の改正や ICT を活用した募集・選考の運用定着を図る。

イ 地方自治体

- ・ 地方自治体が有する知見、技術等を活用した支援に取り組む。また、事業の質の向上及び担い手の裾野拡大を目指し、自治体連携事業の優良事例を蓄積・発信するとともに、自治体間で事例や経験を共有する機会を提供する。
- ・ 特に、自治体連携事業の優良事例の発信、共有に取り組み、自治体が推進する地域の国際化や海外展開、開発協力活動を後押しすることで、国内外のSDGsの推進にも貢献する。また、地方自治体等による外国人材受入を含めた多文化共生の取組等の状況把握を行い、機構の具体的な取組を検討し、事業実施に向けた案件形成に取り組む。

ウ NGO/市民社会組織（CSO）

- ・ NGO/CSOの有する知見等の強みやアプローチの多様性を活用し、開発途上地域のニーズに沿った事業を実施する。また、事業の質の向上及び担い手の裾野拡大を目指してNGO/CSOとの対話を強化し、新規参画から草の根技術協力事業等への応募・実施に至るまでの活動を促進するための適切なコンサルテーションを行う。
- ・ 特に、開発途上地域が抱える多種多様な課題に対応すべく、事業パートナーの新規発掘・裾野拡大を図り、各NGO/CSOが有する強み等をより効果的に事業にいかせるよう、案件形成・コンサルテーションを行う。加えて、NGO等活動支援事業等を通じたNGO/CSOの能力向上に取り組む。

エ 大学・研究機関

- ・ JICA開発大学院連携を推進し、開発途上地域の将来の発展を担う人材に対して、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国（ドナー）としての知見の両面を学ぶ機会を提供すべく、協力大学との連携を強化する。特に、放送大学との連携により、研修員等に対し、日本の近現代の発展と開発の歴史についての講義をアクセスしやすい形で提供する。
- ・ 帰国後に日本での学びを母国の発展に効果的に役立ててもらうとともに、知日派のリーダーとして活躍することを目指し、大学との連携により、大学の学位課程の中での専門分野の教育・研究に加え、日本の開発経験について英語で学ぶプログラムを開発途上地域の人材に対して提供する。
- ・ 加えて、JICA開発大学院連携の成果を定着・発展させ、親日派・知日派リ

一ターを育成するために、JICA日本研究拠点事業を展開する。

- ・ 大学・研究機関の専門的知見やネットワークを活用した支援、担い手の裾野拡大に取り組む。また、地球規模課題の解決に資する事業を実施するとともに、他の組織の事業も含む事業成果の活用を促進する。

オ 開発教育、理解促進等

- ・ 児童・生徒の国際理解を促進するため、開発教育支援事業を実施する。また、文部科学省、教育委員会等の教育機関、NGO等と連携して、開発教育の裾野を拡大する取組を継続的に行う。
- ・ 特に、教員向け研修プログラムは、2020年度からの新学習指導要領の本格導入という好機を捉え、研修等において新学習指導要領の導入に言及し広報を行う等効果的な取組を行う。
- ・ 地球ひろばを含めた国内拠点での活動を通じ、国民の開発課題・国際協力への理解を促進する。特に、東京オリンピック・パラリンピックやSDGsの広まりを踏まえ、これら動向を入り口とするイベント等の効果的な取組を行うとともに、機構の各種事業及び開発教育の教員等の関係者や関係機関との連携を通じ、地球ひろばの展示の学校教育現場での活動推進に継続的に取り組む。

事業実施基盤の強化

(8) 事業実施基盤の強化

ア 広報

- ・ 開発途上地域の開発課題に係る機構の活動及び成果を、国内外で関心の高いイベント等の機会を活用し、国内外のプレス向けに発信する。また、国内外の一般市民に向け、広報誌、デジタルメディア、国際協カイベント等の多様なツールを活用した発信を強化する。
- ・ 特に、東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、開発途上地域におけるスポーツと開発の取組や、ホストタウン等の地方と開発途上地域のつながりを題材とする関連情報等を発信する。また、東日本大震災から10周年を迎えるにあたり、日本による防災や復興に係る国際協力の取組を発信する。
- ・ ウェブサイトは、データ削減等で容量軽減を進めることで、外部ユーザーのアクセス迅速化を図るとともに、リニューアルに向けた取組を行う。

イ 事業評価

- ・ PDCAサイクルに沿って、事前評価、モニタリング、事後評価を着実に実施し、評価結果をウェブサイトにて迅速かつ分かり易く公開、発信する。また、事業評価から得た知見を学会や国際会議等で発信する。
- ・ 事業改善や効果向上に活用するため、事業評価から得られる教訓を協力方針の策定や事業の実施等にフィードバックするとともに、評価結果の横断

分析、統計分析、プロセスの分析や新たな評価手法等を継続的に検討・実施する。

- ・ 事業評価の実施基盤の強化と質の向上のため、国際機関、国内外の大学、NGO 等と、事業評価の実施や分析及び教訓の共有化等について協働する。
- ・ DAC 評価項目の改定を踏まえた評価方法を検討する。また、機構内外の人材の評価能力向上に取り組む。

ウ 開発協力人材の育成促進・確保

- ・ SDGs 達成への貢献や援助潮流、開発協力人材の養成及び確保の重要性を踏まえ、一定の専門性を有する開発協力人材を主たる対象とする能力強化研修を行うとともに、研修コースのラインナップ見直しや研修内容の改善を図る。
- ・ PARTNER の利便性の向上及びキャリア形成に資するコンテンツの更なる拡充を通じ、PARTNER 登録者を増加させ、開発協力人材の裾野の更なる拡大を図る。特に、国際機関や国際協力 NGO、開発コンサルタント会社等を代表とする国際協力を専業として行う団体に加え、海外で事業展開する本邦企業等の団体登録を拡充する。

エ 知的基盤の強化

- ・ 「平和と開発のための実践的知識の共創」のビジョンのもと、国際的な学術水準の研究と発信、現場で得られた知見の事業へのフィードバック、人間の安全保障の実現への貢献に取り組む。特に、質の高い成長、人間の安全保障、日本の開発協力の歴史、中国を含む新興国の開発協力等に関する研究を行う。
- ・ 国内、新興国を含む海外の研究者、大学、研究機関等とのネットワークの充実により、研究事業の質の向上と発信の強化を図る。特に、JICA 開発大学院連携において、教材作成等を通じた知日派人材の育成とネットワークの強化を進める。あわせて研究事業を通じた機構の研究人材の育成にも取り組む。
- ・ ウェブサイトやメーリングリスト等の有効活用、地方を含む多様な関係者に開かれたセミナー・シンポジウム等の開催、国際会議、学会、大学の講義等を通じて、政策担当者、開発協力実務者、研究者、学生等に対して、ワーキング・ペーパー、書籍等の研究成果を効果的に発信する。

オ 災害援助等協力

- ・ 国際基準維持及び派遣時の効果的な活動展開を実現する上で必須となる、登録要員の能力維持・向上のため、実践的な研修・訓練プログラムを策定及び実施し、併せて必要な資機材を整備する。
- ・ 特に、2021年度に予定されている国際救助チーム再認証試験を機会と捉え、実施体制の強化及び資機材の更新を含め、国際緊急援助隊救助チームの基盤強化を推進する。

- ・ 捜索・救助及び災害医療並びに感染症対策に関する国際連携枠組に参画し、日本の緊急援助の経験及び知見を発信するとともに、効果的な協力体制確保のため、国内外の関係者とのネットワークを維持・強化する。具体的には、国際捜索救助諮問グループ（INSARAG: International Search and Rescue Advisory Group）の各会合及び演習の準備・実施を通じ、アジア太平洋地域内の捜索救助能力の向上と協力体制の強化に貢献する。また、WHO緊急医療チームの地域副議長として、グローバル会合等の開催を通じ、国際連携の議論をリードし、アジア太平洋地域のネットワークの強化に取り組む。
- ・ 日本政府が定める「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」の目標を踏まえ、関係省庁・機関との連携のもとに、より専門性の高い登録者の確保及び登録者に対する研修の実施等を通じた感染症対策チームの実施体制・能力を強化する。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり

ア 実施体制の整備

- ・ 戦略的に事業を運営する基盤を強化するため、組織体制の見直しを引き続き行うとともに、運営の状況をレビューする。特に、課題部再編によりクラスター及びサブ・クラスターを単位とした事業展開を促進し、プラットフォーム機能の強化により外部との連携を更に進める。また、調達・派遣業務部の設置により、制度及び運用の集約化・合理化を進めるとともに、人事部内に開発協力人材室を設置し、開発協力人材の中長期的なキャリア形成支援の戦略性等を強化する。
- ・ 機構の業務戦略や事業方針等に係る外部からの助言を得るため、経営諮問会議等を継続的に開催する。
- ・ 各部門の役割及び責任範囲を明確化するため、規程類を継続的に見直す。
- ・ 国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構との海外拠点の共有化・近接化の可能性を引き続き検討する。

イ 業務基盤の強化

- ・ 大規模災害やパンデミック発生時等における事業継続性の観点での強靭性を強化するべく、TV会議システム増設や機構情報通信網への接続増強等のICT基盤強化対策を講じる。
- ・ DXやクラウドの活用、働き方改革等も意識しつつ、2022年度より運用開始予定の次期情報共有基盤の調達に向けて要件定義を行う。
- ・ 回線状況が逼迫している在外拠点に対して、引き続き国際情報通信網の増速に取り組む。
- ・ 定型PC操作等の作業自動化（RPA: Robotic Process Automation）に関し、運用・統制ルールに関するガイドライン等を整備する。

(2) 業務運営の効率化、適正化

ア 経費の効率化

- ・ 運営費交付金を充当して行う業務の一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、業務の質の確保に留意しつつ前年度比 1.4%以上の効率化を達成する。

イ 人件費管理の適正化

- ・ 事務・事業を効果的・効率的に執行するため、適正な人員配置のあり方や職員構成や役割に応じた処遇等の人事制度の見直しを検討する。
- ・ 手当を含めた役職員給与を国家公務員の給与水準も十分に考慮した上で、厳格に検証し給与水準の適正化に取り組む。その上で、給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。

ウ 保有資産の必要性の見直し

- ・ 保有資産の内容を見直し、保有資産の必要性の有無を検討する。また、詳細な保有資産情報の公表を引き続き行う。

エ 調達合理化・適正化

- ・ 機構の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。
- ・ 契約監視委員会による点検を踏まえた競争性のない随意契約の削減に取り組む。また、外部審査制度の活用、制度改善やセミナー開催等を通じ、透明性の向上、不正事案防止やその他関連リスク回避への取組、新規参入の拡大及び競争性の向上に取り組む。
- ・ 特に、上記委員会の審議から競争性のない随意契約や一者応札・応募の削減に資する教訓や課題が導かれる場合には、それらを踏まえて制度設計に取り組む。
- ・ コンサルタントの海外事業展開を支援する制度の改善を行い、安定的に運用する。また、コンサルタント等契約管理の質の向上に向けて、機構内の能力強化等を促進する。
- ・ 特に、組織再編に伴う国内・在外拠点の調達支援体制の強化を通じ、遠隔研修や直接支援等の継続的な実施と、同拠点の調達実施体制及び調達事務能力の適性化及び向上に取り組む。

3. 財務内容の改善に関する事項

- ・ 運営費交付金を充当して行う業務について、以下 6.に示す予算、収支計画及び資金計画に基づき、事業の質の確保に留意して適正な予算執行を行う。
- ・ 「予算執行管理強化に関する諮問委員会」最終報告書での提言内容を踏まえ、予算執行管理や報告・統制及び制度を含めたカバナンスの強化、2020

年度及び後年度の予算執行の見通しの常時把握・分析、調整に関する取組を継続し、必要に応じて改善を図る。

- ・ 機構全体の予算執行管理の着実な実施のためには、個別案件の予算執行管理の徹底が重要であるため、四半期毎の理事会報告や年 2 回の予算見直しの機会だけでなく、各部署で月次で個別案件の予算執行状況を確認し、随時最新情報へ更新する。
- ・ 案件担当者や予算管理担当者等の実務者向け研修や階層別研修、Web ベースの研修の実施等の継続実施を通じて、職員の予算執行管理能力の向上を図る。
- ・ 前年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等を分析し、今中期目標期間の最終年度に向け、外的要因により支出年度が 2021 年度にずれ込まざるを得ない案件はその事由や金額が適正かの検証をしつつ、適切な予算配分を行う。
- ・ 自己収入の確保とその適正な管理・運用に努める。

4. 安全対策に関する事項

- ・ ダッカ襲撃テロ事件発生後 4 年弱年が経過したが、過去を風化させることなく不断の安全管理を継続し、事業関係者の重大事案ゼロを目指す。このため、適切な安全対策措置の実施・周知徹底、事業関係者への研修や意識づけを行う。また、脅威情報の収集・分析能力の強化、事業サイト等の防護強化を図る。
- ・ 高脅威度国/地域を中心に防護措置の強化等、安全管理体制強化を図る。さらに、暴力的過激主義によるテロ、政情・政局に起因する暴動・騒擾等の緊急事態等にも迅速に対応できる体制を築く。
- ・ 工事安全対策に関する指針文書の適切な運用と見直し、現場での安全対策の支援を通じ、施設建設等事業の工事安全対策に取り組む。特に、事故の件数の多い国や事業規模の大きい国での安全対策を重点的に実施する。

5. その他業務運営に関する重要事項

(1) 効果的・効率的な開発協力の推進

ア 予見性、インパクトの向上

- ・ 国・地域の課題を把握、分析し、協力の方向性を取りまとめた JICA 国別分析ペーパーを策定又は改定し、各国の協力プログラム及び事業計画の策定やそれらの実施モニタリングにも活用する。
- ・ 開発課題や地域の抱える課題の現状や解決策について検討し、それを事業に反映することにより、事業の質と戦略性を強化する。「人間の安全保障 2.0」の理解促進に向けた更なる情報発信を行いつつ、事業への効果的な反映や国際社会からより多くの賛同を得るための方策を検討・実施する。
- ・ SDGs への貢献が明確化されたプログラム等の選定と国際発信のほか、SDGs 推進に関するグッドプラクティスや各種取組から得られた教訓の収

集、及びそれらの機構内外での共有・発信に取り組む。

イ 効果・効率性の向上

- ・ 日本政府の政策的な優先度及び開発途上地域のニーズ並びに実施上の課題を踏まえ、日本政府とともに開発効果の高い事業の形成・実施に向けた制度や運用の改善を行う。
- ・ 技術協力事業については、事業マネジメント及び戦略的パートナーシップの強化、及び地域別戦略・課題別戦略（クラスター・サブクラスター戦略）に基づく効果的な案件の形成促進、並びに留学生事業推進のための制度や運用の導入・改善に引き続き取り組む。
- ・ 有償資金協力に関し、円借款については、質の高いインフラパートナーシップ等の政府方針に掲げられた迅速化や重要インフラ案件の形成に引き続き取り組むとともに、投資環境整備や SDGs への貢献も意識した非インフラ案件の形成を推進する。また、海外投融資の積極的な活用のため、体制整備や他スキームとの連携促進に取り組むとともに、国際金融機関や民間金融機関との連携を進め、民間資金動員を図っていく。
- ・ 無償資金協力については、「無償資金協力の制度・運用改善に係る報告書」（2016年6月外務省）を踏まえた制度の定着を確実に行うとともに、モニタリング及びレビューを行い、さらなる改善に取り組む。特に、「魅力的な案件形成」を重要視し、地域予算見通しをもとにした戦略的な案件形成の年間スケジュールを設け、優良事業の形成促進により積み上げを適切に管理する。
- ・ ナレッジマネジメントに関し、ナレッジマネジメントネットワーク（KMN: Knowledge Management Network）、及び各 KMN が保有する分野課題に関するナレッジの蓄積・発信・活用促進のためのプラットフォームとして2019年度に開設したナレッジポータルでのナレッジの蓄積・共有・発信を促進する。これにより、外部有識者等の関係者とのナレッジの共創を促進し、SDGs への貢献のため機構事業の効果の最大化に引き続き取り組む。また、JICA 事業事例・教訓の国際社会への共有・相互学習を促進するため、GDI（Global Delivery Initiatives）等のプラットフォームの活用を促進する。GDI への参加等を通じて、在外事務所を含む機構全体で、他のドナーや国際機関との相互学習機会を促進する。

(2) 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進

ア 国際的な議論への参加と発信

- ・ 国際的な援助潮流の形成に参画・貢献するため、国際会議等に積極的に参加し、日本の知見及び経験等を発信する。特に、人間の安全保障、SDGs 達成のための規範・ルール作り、及び主要国際会議における議論に貢献する。

イ 国際機関・他ドナー等との連携推進

- ・ 重要課題（Human Capital 及び UHC、質の高いインフラ投資、自由で開かれたインド太平洋等）に係る事業での協力等の戦略的实施や理念の普及を促進するため、国際機関及び他ドナー等との本部レベルでの協議等を推進する。
- ・ 国際的な開発協力の枠組をより包括的なものとするため、新興ドナーとの協議や連携を進めるとともに、新しいパートナーを含めた枠組・規範作りを議論する各種機会に積極的に参加・貢献する。また、南南協力及び三角協力に係る国際的な議論に参画し、機構の経験、教訓及び知見の共有を推進する。

(3) 開発協力の適正性の確保

ア 環境社会配慮

- ・ 環境社会配慮ガイドラインを適切に運用し、助言委員会の関与も得て、環境社会配慮面の審査とこれまでの定期的な監理結果を踏まえたモニタリング結果の確認を確実に行う。また、環境社会配慮に関する理解促進に向けた機構内外の関係者の研修機会を拡充する。
- ・ 特に、レビュー調査最終報告書及びそのパブリックコメントを通じて得られた環境社会配慮ガイドラインの運用状況や、世界銀行のセーフガード政策の改定結果、環境社会配慮助言委員会からの助言等を踏まえた包括的な検討に基づき、同ガイドライン改定にかかる方針及び改定の必要があればその改定案を環境社会配慮諮問委員会に諮り、透明性と説明責任に配慮したプロセスにより改定検討を進める。

イ 女性のエンパワーメントとジェンダー平等推進

- ・ 機構事業におけるジェンダー主流化を推進するため、ジェンダー案件の量的拡充と質的向上を図る。具体的には、ジェンダー主流化重点案件の取組強化、事業の形成・実施時における助言、機構内外の関係者への各種研修に取り組む。
- ・ 特に、「女性の活躍推進のための開発戦略」に資する女性にやさしいインフラの整備、STEM（科学・技術・工学・数学）分野を含む女子教育の推進・強化、「国連決議 1325 号国別行動計画」に貢献する平和構築・防災分野等における女性のリーダーシップ推進及び「G7 2X チャレンジ」（女性のためのファイナンス）等を含む女性の経済的エンパワーメントに貢献する支援を重点領域とする。また、「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」を踏まえ、インフラ事業へのジェンダー視点の反映を強化する。さらに、TICAD7 の成果への貢献策として、アフリカの女性のエンパワーメントに資する事業の形成（ジェンダーに基づく暴力の予防・対応の強化を含む）に取り組む。

ウ 不正腐敗防止

- ・ 不正腐敗情報相談窓口の適切な運用等を通じて、不正行為に関する情報を収集し、得られた情報に対して適切に調査・対応する。不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。また、不正腐敗を防止するため、相手国政府や関係者、職員への研修や啓発活動を実施する。
- ・ 海外投融資事業を対象として、事業実施者によるマネーロンダリングや反社会的勢力への関与等の非合法活動の有無を確認する背景調査の制度を整備し、適切に実施するとともに、実施上の課題を適切にモニタリングする。

(4) 内部統制の強化

ア 内部統制を実施するための環境整備

- ・ 業務方法書等に基づき、機構の内部統制を機能させるために必要な規程等を整備し、必要に応じて改定するとともに、研修等により職員の内部統制に係る一層の意識の向上に取り組む。
- ・ 性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント（SEAH: Sexual Exploitation and Abuse and Sexual Harassment）に関し、機構役職員及び業務従事者の規範を定めると共に、被害者支援に係る対応方針を作成し、周知を行う。

イ 組織運営に関係するリスクの評価と対応

- ・ リスク事案に対して適時・適切に対応し、再発防止策を講じる。リスクの分析と評価を行い、その結果及びリスク対応状況をリスク管理委員会等の場で報告する。
- ・ 有償資金協力業務の適切な業務運営を確保するため、有償資金協力に係るリスクを適切に識別・測定し、モニタリングを行う。

ウ 内部統制の運用

- ・ 機構の内部統制が確実に実施されるよう、定期的に内部統制の実施状況をモニタリングし、結果を役員に報告するとともに、機構内で周知徹底を図る。
- ・ 業務の有効性及び効率性を向上するため、機構の中期計画及び年度計画に基づく業務実績等評価を行う。

エ 機構内及び外部からの情報伝達体制の確保

- ・ 内部及び外部通報制度を適切に運用し、通報に対して迅速・適切に対処する。

オ 内部監査の実施

- ・ 内部監査に関する国際的指針に従って内部監査を実施するとともに、監査結果のフォローアップを着実に実施する。

カ ICT への対応

- ・ 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成 30 年度版）」を踏まえて改正した情報セキュリティ管理規程等について運用し、実績に基づいた改善事項等を必要に応じて規程等に反映させる。また、情報システム委員会及び情報セキュリティ委員会の開催や情報セキュリティ対策推進計画の策定・レビューを通じて、情報システム統制や情報セキュリティに係る組織的対応能力を向上させる。
- ・ 情報セキュリティ事案発生時の緊急対応を強化するため、システム監視強化やログ取得期間の延長等の具体的方策を検討し、可能なものから実施する。
- ・ EU 一般データ保護規則（GDPR: General Data Protection Regulation）対応について、必要性を確認の上で、EU 各国において監督機関やデータ主体（EU に所在する個人）からの問合せに対応する代理人を設置する。また、GDPR の運用も含め、個人情報保護の実効性確保のため、最新のルールを順守する。

6. 予算、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）

別表 1～3 のとおり。

なお、令和 2 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和 2 年 4 月 20 日）において、感染国等への緊急支援及び強靱な経済構造の構築を図るために措置されたことを認識し、感染症拡大防止事業及び開発途上国との連携強化事業に係る技術協力を活用する。

令和 2 年度補正予算（第 2 号）により追加的に措置された運営費交付金については、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るために措置されたことを認識し、海外協力隊員支援事業に活用する。

令和 2 年度補正予算（第 3 号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和 2 年 12 月 8 日）において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策の推進及び防災・減災、国土強靱化の推進を図るために措置されたことを認識し、感染症拡大防止事業及び研修施設等の整備に活用する。

7. 短期借入金の限度額

一般勘定 670 億円、有償資金協力勘定 2,900 億円

【理由】

- ・ 一般勘定については、国からの運営費交付金の受入れ等が 3 か月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払遅延を回避するため。有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、国際協力機構債券発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

8. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

相武台職員住宅については令和2年度末までに譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。

9. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）

- ・ 剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てる。なお、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益に係る目的積立金の使途については、上記のうち運営費交付金で賄う経費に限る（別途措置される補助金等で賄う経費を除く。）ものとする。

10. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

- ・ 効果的、効率的に業務を運営するため、予防保全の観点を踏まえた老朽化対策等、既存の施設・設備の整備改修等を実施する。

(2) 人事に関する計画

- ・ 機構の働き方改革に係る方針（「Smart JICA3.0」）の下、多様な人材の多様な働き方を促進するため、働き方の選択肢の柔軟化やワークライフバランスの確保に向けた取組等を継続する。各種研修、キャリア・コンサルティング、他機関への出向等を通じて現地職員を含む職員等の能力強化に取り組みとともに、ナレッジマネジメントの強化等の業務の質を高める取組を継続し、内外から評価される組織を目指す。
- ・ 特に、働く場所・時間の更なる柔軟化や、研修や出向等を通じた外部パートナーとの共創促進に資する人材育成と環境醸成に取り組む。

(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第31条第1項及び附則第4条第1項）

- ・ 前中期目標期間繰越積立金は、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる。
- ・ 前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令（平成15年政令第409号）附則第2条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。

以上

(別紙) 指標一覧

(別表) 予算、収支計画、支出計画

(別紙)

指標一覧

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）	
【指標 1-6 ¹ 】 ABE イニシアティブ及び Innovative Asia 公約達成のための育成人材数（長期研修等） ➤ Innovative Asia	188 人
(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）	
【指標 2-8】 学びの改善のための支援により裨益した子供の人数	110 万人
(4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築	
【指標 4-3】 防災分野に係る育成人材数	8,000 人
(5) 地域の重点取組	
【指標 5-2】 2015 年日・ASEAN 首脳会議における公約達成のための、アジアにおいて育成する産業人材数	14,400 人
(6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	
【指標 6-5】 開発途上地域の課題解決及び海外展開につなげるためのコンサルテーション件数	1,200 件
(7) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大	
【指標 7-4】 ボランティア、地方自治体、NGO、大学・研究機関、開発教育関係等との連携及び参加促進に向けたコンサルテーション件数	1,200 件
(8) 事業実施基盤の強化	
【指標 8-2】 プレスリリース発出数	50 件
【指標 8-3】 フェイスブック投稿数	350 件
【指標 8-4】 ODA 見える化サイト掲載案件の更新数	500 件
【指標 8-7】 PARTNER 新規登録人数	2,100 人
【指標 8-10】 国際緊急援助隊・感染症対策チームへの登録者数	200 人
2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり	
【指標 9-2】 新情報共有基盤システムの研修実績回数	12 回
(2) 業務運営の効率化、適正化	
【指標 10-1】 一般管理費及び業務経費の効率化	対前年度比 1.4%以上
【指標 10-4】 有識者による外部審査を行った対象契約件数	70 件

¹ 指標の番号は中期目標（第4期）（2017～2021年度）の指標番号を指す（以下同様）。

4. 安全対策に関する事項	
【指標 12-3】 事業関係者等の安全対策研修の受講者数（テロ対策研修受講者数を含む）	3,000 人 （うち、テロ対策実技研修 600 人）
5. その他業務運営に関する重要事項	
(1) 効果的・効率的な開発協力の推進	
【指標 13-3】 SDGs への貢献の一層の明確化を含む戦略性の強化が図られ、国際的に対外発信された協力プログラム等の数	10 件
(2) 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進	
【指標 14-2】 参加・発信した国際会議の数	66 件
(3) 開発協力の適正性の確保	
【指標 15-4】 機構が実施するプロジェクト（技術協力、有償資金協力、無償資金協力）におけるジェンダー案件比率	40%以上
(4) 内部統制の強化	
【指標 16-2】 内部統制のモニタリング実施回数	2 回
(5) 人事に関する計画	
【指標 17-3】 女性管理職比率	19%

(単位：百万円)

区別	開発協力の重点課題	民間企業等との連携	多様な担い手との連携	事業実施基盤の強化	法人共通	合計
収入						
運営費交付金収入	111,248	5,683	24,820	5,215	9,059	156,025
施設整備費補助金等収入	-	-	-	-	1,926	1,926
事業収入	248	-	25	-	-	273
受託収入	183	-	6	2	-	190
寄附金収入	-	-	38	-	-	38
その他の収入	-	-	-	-	6	6
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	-	-	-	-	-	-
計	111,679	5,683	24,888	5,217	10,991	158,457
支出						
業務経費	111,496	5,683	24,845	5,215	-	147,238
(うち特別業務費を除いた業務経費)	106,764	5,654	24,663	4,318	-	141,399
施設整備費	-	-	-	-	1,926	1,926
受託経費	183	-	6	2	-	190
寄附金事業費	-	-	38	-	-	38
一般管理費	-	-	-	-	9,065	9,065
計	111,679	5,683	24,888	5,217	10,991	158,457

[人件費の見積り]

14,448百万円を支出する。ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定方法] ルール方式を採用

【参考】「開発協力の重点課題」セグメントの業務経費のうち、2020年度の地域別の予算内訳は以下のとおり。

	東南アジア・大洋州	東・中央アジア	南アジア	中南米・カリブ	アフリカ	中東・欧州	全世界・その他
「開発協力の重点課題」業務経費内訳	27,620	4,484	12,327	11,249	32,705	6,714	16,398

[注1]四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

[注2]無償資金協力の計画は、閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算、収支計画及び資金計画は記載していない。

[注3]運営費交付金収入及び業務経費については、令和2年度補正予算(第1号)により措置された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日)の感染症拡大防止及び開発途上国との連携強化に資する事業の技術協力に係る予算(1,950百万円)、令和2年度補正予算(第2号)により措置された海外協力隊員支援事業に係る予算(610百万円)並びに令和2年度補正予算(第3号)により措置された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年12月8日)の感染症拡大防止事業に係る予算(2,400百万円)が含まれている。

[注4]施設整備費補助金等収入及び施設整備費については、令和2年度補正予算(第3号)により措置された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年12月8日)の研修施設等の整備に係る予算(218百万円)が含まれている。

収支計画

別表 2

(単位：百万円)

区別	開発協力の 重点課題	民間企業等 との連携	多様な担い手 との連携	事業実施 基盤の強化	法人共通	合計
費用の部	112,330	5,717	25,039	5,243	12,118	160,447
経常費用	112,330	5,717	25,039	5,243	12,118	160,447
業務経費	112,148	5,717	24,996	5,241	-	148,101
(うち特別業務費を除いた業務経費)	107,416	5,688	24,813	4,345	-	142,262
受託経費	183	-	6	2	-	190
寄附金事業費	-	-	38	-	-	38
一般管理費	-	-	-	-	9,610	9,610
減価償却費	-	-	-	-	2,507	2,507
財務費用	-	-	-	-	-	-
臨時損失	-	-	-	-	-	-
収益の部	112,330	5,717	25,039	5,243	12,118	160,447
経常収益	112,330	5,717	25,039	5,243	12,118	160,447
運営費交付金収益	111,248	5,683	24,820	5,215	8,926	155,892
事業収入	242	-	25	-	-	267
受託収入	183	-	6	2	-	190
寄附金収入	-	-	38	-	-	38
資産見返運営費交付金戻入	-	-	-	-	2,507	2,507
賞与引当金見返に係る収益	652	35	151	26	150	1,013
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-	-	534	534
財務収益	6	-	-	-	-	6
受取利息	6	-	-	-	-	6
その他の収入	-	-	-	-	-	-
臨時収益	-	-	-	-	-	-
純利益 (▲純損失)	-	-	-	-	-	-
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	-	-	-
目的積立金取崩額	-	-	-	-	-	-
総利益 (▲総損失)	-	-	-	-	-	-

[注]四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(単位：百万円)

区別	開発協力の 重点課題	民間企業等と の連携	多様な担い手 との連携	事業実施 基盤の強化	法人共通	合計
資金支出	111,698	5,683	24,888	5,217	34,978	182,464
業務活動による支出	111,679	5,683	24,888	5,217	8,932	156,398
業務経費	111,496	5,683	24,845	5,215	-	147,238
(うち特別業務費を除いた業務経費)	106,764	5,654	24,663	4,318	-	141,399
受託経費	183	-	6	2	-	190
寄附金事業費	-	-	38	-	-	38
一般管理費	-	-	-	-	8,932	8,932
投資活動による支出	-	-	-	-	2,059	2,059
固定資産の取得による支出	-	-	-	-	2,059	2,059
財務活動による支出	-	-	-	-	185	185
不要財産に係る国庫納付による支出	-	-	-	-	185	185
国庫納付金による支払額	-	-	-	-	-	-
翌年度への繰越金	20	-	-	-	23,801	23,821
資金収入	111,698	5,683	24,888	5,217	34,978	182,464
業務活動による収入	111,679	5,683	24,888	5,217	9,059	156,525
運営費交付金による収入	111,248	5,683	24,820	5,215	9,059	156,025
事業収入	248	-	25	-	-	273
受託収入	183	-	6	2	-	190
寄附金収入	-	-	38	-	-	38
その他の収入	-	-	-	-	-	-
投資活動による収入	20	-	-	-	958	977
施設整備費補助金による収入	-	-	-	-	753	753
固定資産の売却による収入	-	-	-	-	205	205
貸付金の回収による収入	20	-	-	-	-	20
財務活動による収入	-	-	-	-	-	-
前年度からの繰越金	-	-	-	-	24,961	24,961

[注]四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。